

第1条 サポート範囲

- (1)本サポートは、当社が販売したオンライン資格確認端末について、本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた電氣的・機械的故障で且つ、本製品のメーカーの保証規定において保証対象となる故障(以下「自然故障」)を対象とします。
- (2)第7条で定める「保証の適用除外事項」に該当する場合には、本保証の対象外とします。
- (3)メーカーが複数の製品をひとつの商品として販売している場合、主製品を本保証の対象とします。
- (4)第三者に譲渡、貸与又は販売し、あるいは担保に供した場合は、本保証の対象外とします。

第2条 サポート期間

製品の出荷日から5年間とする。

第3条 保証サービスの内容

本サービスの範囲は、メーカーの製品保証規定に準じ、以下の通りです。

- (1) 本サービスは、修理後の後出し SEND BACK です。お客様より当社にご連絡を頂いた後、故障製品を当社指定先に送っていただき、修理完了後にお客様に返送し完了とするサービスです。
- (2) 本サービスはご返送期日のご指定またはお約束はお請けできません。
- (3) 代替機の先出し発送は行いません。
- (4) 本サービスの範囲は、製品本体のハードウェアです。また、製品本体のネットワーク接続部分を超えた、他の機器との接続性は本サービス適用範囲外です。
- (5) 送料は発送元負担です。故障製品を当社指定場所にお送り頂く際の送料はお客様負担とさせていただきます、当社修理完了後の返送時の送料は当社負担とします。ただし、故障機器としてお送りいただき、機器に問題がない事が確認された場合、ご返却時の送料はお客様負担とさせて頂く場合がございます。
- (6) 離島など一部の地域につきましては、別途送料を頂く場合がございます。
- (7) 修理は、製品の分解、部品の交換、補修により行います。修理が万一困難な場合または修理費用が製品価格を上回る場合には、当社動作確認済みである保証対象製品の再生品もしくは同等の性能および機能を有する他の製品と交換することにより対応させていただく場合がございます。
- (8) 修理によって交換された故障製品および不良部品の所有権は当社に帰属するものとします。
- (9) 故障申告機器に関する故障解析、並びに、報告書の提出は行いません。
- (10) ファームウェアのバージョン指定はお受けできません。また、修理後のご返却であっても、異なるバージョンで返却させて頂く場合がございます。
- (11) コンフィグレーションの戻し作業は行いません。修理後のご返却であっても、工場出荷時の設定でご返却させて頂く場合がございます。
- (12) ソフトウェアアップデート作業は当社では行いません。お客様作業および費用負担にて実施をお願いいたします。

第4条 保証の終了

以下の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。

- (1) 第2条に定めるところに従い、当社保証期間が満了した場合。
- (2) 第3条(7)に定めるところに従い代替品が提供された場合。
- (3) お客様が解約(返品)手続きを行われた場合。
- (4) メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により本製品の修理を行えず、又は修理のための部品等の供給を行えない状態となった場合(事業承継等により、メーカーと同水準・同条件にて修理を行う者が存在する場合、又は代替品の提供が可能な場合は除く。)

第5条 個人情報の取扱い

当社は、お客様よりいただいた氏名・住所などの個人情報(以下、個人情報)を、ウェブサイト上に掲載するプラネットワークス株式会社「個人情報保護方針」に従い適切に取り扱うものとします。また、個人情報は、「個人情報の利用目的」に従い本サービス提供の目的のために、宅配業者ならびに第7条に定める協力業者に提供させていただきますが、お客様は、あらかじめこれに同意するものとします。

プラネットワークス株式会社・個人情報保護方針及び個人情報の取扱いについて(利用目的)

https://pc99.org/privacy_data_policy.html

第6条 間接損害等

本保証に関する法律上の請求において、間接損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等)、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害(障害に起因する死亡及び怪我を含む)並びに他の財物に生じた損害に関して、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。

第7条 保証の適用除外事項

以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

- (1) お客様又は第三者の故意若しくは過失又はメーカー保証の対象外である加工、改造、修理、設置、工事若しくは清掃に起因する故障及び損害。
- (2) 記憶装置を持つ製品のデータの復元及び手配等に係る一切の費用。
- (3) 取扱説明書、注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用(管理の不備、改造行為、増設、電池漏洩等)等、取扱いが不適当であることに起因する故障及び損害。
- (4) 設置、工事が主原因として考えられる本製品の故障及び損害(施工不良等を含む。)
- (5) メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障及び損害(船舶への搭載、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含む。)
- (6) 破損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水濡れ、地震、その他天災地変等や、異物の混入(虫や埃等)の外部要因事由に起因する故障及び損害(清掃ができないことを起因とする部品交換を含む。)
- (7) 消耗品(電池、充電電池、インクカートリッジ、フィルター、パッキン等)又はメーカーが指定する消耗品の交換に係る費用。

- (8) メーカー指定外の消耗品の設置又は使用に起因する故障及び損害。
- (9) 通信環境(インターネット等)を介してダウンロードしたデータ、プログラム又はその他のソフトウェアに起因する故障及び損害。
- (10) 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客様が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
- (11) 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、経年劣化の範囲に相当するもの(外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部品、スプリング等の摩耗、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ変質、変色、その他類似の事由等)。
- (12) 本製品の機能及び使用の際に影響の無い損害(外観、傷、液晶の画面焼けやピクセル抜け及び輝度低下を含む)。
- (13) メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品及びリコール部位に起因する本製品の故障及び損害。
- (14) 本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
- (15) 部品等本製品の構成部分の一部であって、本製品中当該部分が無ければ、正常に本製品が動作しなくなる又は本製品の本来の仕様を満たさなくなるものが、サービス提供者への本製品の提供時点で欠落している場合(本製品の欠陥により脱落し、お客様の過失無くして紛失した場合を除く)。
- (16) 本製品の付属部品、アクセサリ、周辺機器等の本製品以外の製品の故障、増設機器、ソフトウェア等の相性に起因する故障及び不具合。
- (17) サービス提供者が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、サービス提供者が故障の存在を確認できなかった場合。
- (18) 本保証の対象外に起因する故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用等。
- (19) 部品交換を伴わない調整、手直し修理、保守、点検、検査、作業等(清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合を含む)。
- (20) お客様ご自身で付加されたラベル・シート・カバー類、塗装・刻印等を元の状態に復旧する費用。
- (21) 本保証以外の保証(製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等)及び保険の制度により補償される場合。
- (22) サービス提供者を経由せず、修理をご依頼された場合、本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
- (23) 国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障及び損害。
- (24) 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び損害。
- (25) 戦争(宣戦の有無を問わず)、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障及び損害。
- (26) 本製品の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。
- (27) 本製品と異なる製品(シリアル番号等が異なる等)の修理をご依頼された場合や、本製品のシリアル番号が確認できない場合(但し、製品自体にシリアルがない場合等、サービス提供者が対象と認める場合や、製品の内蔵データ等から本製品と同一と確認ができる場合を除く)。
- (28) 保証ナンバー等に記載された保証登録番号がサービス提供者にて確認できない場合。
- (29) 譲渡など2次流通により所有者の変更があった場合(オークションや、中古売買などによるご購入を含む)。

第8条(反社会的勢力の排除)

お客様が反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という)第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊 知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人)であることが判明した場合には、当社がかかる事由が生じた時点以降いつでも、何等の催告を要することなく、保証契約の全部または一部を解除できるものとします。

第9条(約款の変更)

- (1)本約款は当社によって改定される場合があります。この場合、本サービスのご利用条件 は、変更後の最新の本約款によるものとしますので、最新の内容をご確認ください。
- (2)変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除き、Web サイトに表示した時点により、効力を生じるものとします。
- (3)本約款の変更・追加・停止または中止等によりお客様が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条 準拠法及び紛争解決

- (1) 本約款は、日本国法に準拠するものとします。
- (2) 本約款に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。
- (3) 本約款は、消費者契約法を含む消費者保護法規によるお客様の権利を不利益に変更するものではありません。
- (4) 本約款の一部条項が法令によって無効となった場合でも、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然 として有効に存続するものとします。
- (5) 本約款に定めなき事項又は本約款の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及び当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上

2024年12月1日改定